

1. 限定自動車検査証とは

継続検査等において保安基準に適合しない場合、自動車検査証を返付しない事となっているが、整備を目的とする場合等のため自動車を運行できるよう交付するものです。

15日間を上限とした検査申請時点の自動車検査証の残存有効期間内は、整備等のため運行する事ができる。検査申請時点で自動車検査証の有効期間が切れていたり残存有効期間を過ぎた場合の運行には臨時運行許可証が必要です。

2. 限定自動車検査証の提示による検査申請とは

- ・限定自動車検査証の有効期間は検査日より15日間ですが、限定自動車検査証での運行ができる期間ではありません。
- ・有効期間内であれば不適合箇所を整備した後、限定自動車検査証の提出による検査申請を行う事ができます。この場合、検査手数料は「限定自動車検査証の提出がある場合」の金額となり、持込検査の場合
二輪自動車、大型特殊自動車は【自動車審査証紙900円＋自動車検査登録印紙400円】、
二輪自動車、大型特殊自動車以外は【自動車審査証紙1300円＋自動車検査登録印紙400円】となります。

3. 限定自動車検査証の提示による検査申請の方法は

- ・限定自動車検査証の有効期間内であれば、事前予約の必要ありません。
- ・運輸支局窓口で必要書類の確認を受けてから、検査場で必要箇所の検査を受け合格後、運輸支局窓口で新しい自動車検査証の交付となります。
- ・必要書面は申請書等当初の申請と同じですが、自動車損害賠償責任保険期間等に注意してください。
- ・限定自動車検査証の提出による検査申請は、持込検査の他、指定自動車整備事業者が発行する限定保安基準適合証による方法があります。
- ・限定自動車検査証の有効期間満了後の検査申請は、新たな継続検査の申請となります。